

## 報告書素案について出された主な意見

平成16年7月3日(土) 於: 中原市民館3階 第2会議室

質疑応答のあった主な意見だけを記載している。

## 総則的部分

## 1 条例名称について

(未確認)

## 2 前文について

- ・“持続可能な地域づくり”という言葉があった方がよい。
- ・“協働”という言葉が多すぎる。
- ・整理が必要と考えられる表現
  - “国”の基幹産業、“地球市民”、“多様な”の使い方、“町”と“まち”(の統一)、市民社会を構成するのは「市民、市長、市議会議員」だけでよい? …… など

## 3 目的

- ・克明に書く必要があるか。
- ・“市民”=主権者・自治の主体(異なった修飾がされているが、両者は同じ意味か?)

## 4 定義

- ・“絶え間なく進化する”という表現は、情緒的すぎないか?

## 5 自治の基本的な考え方

- ・住民自治の規定:「市と市民は」が主語でよいか?

## 6 基本原則

- ・参加:「参加をしないことにより不利益を受けない」 当然のこのため、あえて規定する必要があるかどうか。
- ・「公共の価値」という考えを盛り込むべきではないか。
  - 「公共の価値」=みんなで共有すること(解説で説明することが必要)。
- ・「ともに担う公共」:一般市民には理解しにくい。
  - 具体的な規定になっているため、“原則”として整理する必要がある。

## 7 条例の位置づけ

- ・規定の場所はここでよいのか(もっと前か)。
- ・前文と同じ内容が規定されている。 整理が必要

## 構成するものの役割及び責任

## 1 市民

## (1)市民の権利

- ・“包括的権利”…意味は?
  - 多様な権利をまとめて表現している。
  - 憲法でいう“基本的人権”のようなものか?
  - 解説が必要

## ・包括的(基本的?)権利

- ・参加する権利
- ・知る権利
- ・市民提案権

条例を担保するために必要不可欠な権利として3つの権利を列挙

- ・権利の規定の仕方として次の2つがある。

- 1) 総合(統合)型
- 2) 権利のカタログ型

## (2)市民の責務

- ・【解説】川崎市を“無防備地域”とする。

“無防備地域”の理解が難しい。

ジュネーブ条約の説明などが必要。

災害や犯罪に対しても無防備のように読める。

- ・“国内外の”他の地域へ配慮しつつ...

“国内外”という表現は、地球市民的考え方から、国外へのアピールを強調するために使用。

## (3)コミュニティ

(議論が必要!)

- ・コミュニティへの参加の有無 不利益の有無

(コミュニティへ参加せずとも不利益を被らないとした場合には、ただ乗り市民が増えることにならないか。「市政への参加」とは異なる。)

- ・“協働(コミュニティと行政)”が前提

- ・“協働”には2つの形態がある

- 1) 市民 行政

- 2) 市民 市民(市民間の自治) この“協働”は、条例に規定する必要がないのでは。

## 2 議会

### (1)議会の設置及び議員の宣誓

- ・“奉仕者”...違和感がある(ボランティア的意味にも受け取れる)

市民が主権者

市民と自治をともに担うという視点も必要ではないか

- ・議会運営に係る基本条例を議会に制定することを求めることができないか。

- ・議員の宣誓規定について、どのような形式で誰に対して宣誓するのかイメージするのが難しい。  
憲法と自治基本条例に手をのせて宣誓する?

- ・二元代表制とその実態の乖離

市長と議会のチェック機能が働かない。

### (3)議員の役割と責任

- ・政策立案の推奨を盛り込みたい。
- ・区分権に対する認識を持ってもらえるようにしたい。

## 3 市長・行政

### (8)区役所

- ・7区の特性、区に分権を前文に掲載してはどうか。

- ・書き込みが不足している。

区行政改革では行政区としてできることを記載。

- ・迫力を出す表現に(政令指定都市制度、区行政改革などの動向を踏まえて)

- ・“区役所”を設置します。” “区”を設置します。”...自治の単位としての“区”を前面に出して規定すべき。

- ・区民会議と区長の関係(区民会議は区長に対して意見を述べ、区長はその意見を反映させる)

区長だけではなく市長も?(区長の権限でできないことは、市長が実行することが必要では)

- ・区長の責務

区域内における行政の「総合化」「総合的な調整」...条文をわかりやすく

“自律性”ではなく“自立性”では。

## 市民自治拡充推進のための制度等

「市民自治拡充のための制度」という視点から記述することが必要！

- 1．情報共有等
- 2．パブリックコメント
- 3．住民投票
- 4．苦情、不服、侵害に対する措置
- 5．評価

「市民自治拡充のための制度」は、ここに挙げられている制度だけでよいか？  
(市民の権利規定等を踏まえて再検討する必要あり)

### 3 住民投票制度

- ・市長発意の妥当性

### 4 苦情、不服、侵害に対する措置

- ・“人権”の意味(盛り込む意義、人権の範囲)  
 国民関係は含まない？

### 5 評価

- ・市民の参加する権利と整合をとる必要がある。  
 「 - 1 - (1)市民の権利」では、評価に参加する権利を持つことが規定されている。  
 条例全体を通して、参加権を整理して見る必要がある  
 評価の具体的な方法はいろいろ考えられるが、評価主体は“市民”であるべき。  
 自己評価だけでは“評価”といえない！

### 国や他の自治体との関係について

- ・当然のことのように思う 規定として必要か？  
 地方分権の推進という視点から見れば重要な規定である。

### ((仮称)自治推進委員会)

- ・「市民参加」という言葉は必要か？  
 現時点では組織の構成が見えないが、市民参加は当然のことではないか。
- ・組織の役割として、「条例の進行管理」は必須であると思われる。

### 重複箇所等のチェック作業について

「参加」「権利」「別に(条例で)定める」この3つのキーワードを抜き出して再検討する必要がある。

次回作成委員会(7月6日)で検討。